平成２５年（フ）第３１号
愛知県豊橋市平川本町３丁目７番地の26
破産者　小笠原道也
1　決定年月日　平成25年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２５年（フ）第３２号
愛知県豊橋市平川本町３丁目７番地の26
破産者　小笠原比呂美
1　決定年月日　平成25年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２４年（フ）第４１号
兵庫県淡路市野島江崎744―１、住民票上の住所兵庫県淡路市野島平林２番地２
破産者　浜田　忠男
1　決定年月日　平成25年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２４年（フ）第１１８７号
広島市西区己斐中３丁目28番24―６号
破産者　永冨　雅夫
1　決定年月日　平成25年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３０３号
宮崎市大字島之内9513番地１　カメリアタウン弐番館202号、前住所宮崎市花ケ島町笹原2241番地４
破産者　仲摩　健三
1　決定年月日　平成25年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第７８号
宮崎県児湯郡新富町下富田2986―２　小嶋亮一方、住民票上の住所宮崎市佐土原町下田島7912番地
破産者　福井　貴子
1　決定年月日　平成25年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２５年（フ）第７号
川崎市中原区中丸子461番地　ワカバパレス203、前住所川崎市中原区中丸子461番地　ワカバパレスＤ―２
破産者　鬼崎　芳和
1　決定年月日　平成25年６月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第５２号
北海道小樽市桜５丁目１番15号、開始決定時の住所東京都港区麻布十番２丁目８番３号　スピカレジェント202
破産者　奥山　秀樹
1　決定年月日　平成25年６月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１４３６号
愛知県知多郡南知多町大字片名字郷中58番地の５、開始決定時の住所愛知県知多郡南知多町大字片名字郷中27番地
破産者　磯部　高夫
1　決定年月日　平成25年６月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２１０５号
愛知県東海市名和町北向イ山23番地の１　ブレスコジマ103号
破産者　星　　達也
1　決定年月日　平成25年６月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第７１１３号
大阪府高槻市玉川１丁目15番12号
破産者　勝田　勇三
1　決定年月日　平成25年６月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１６５３号
堺市中区深井中町1161番地30、開始決定時の住所堺市中区深井北町787番地６
破産者　大石　一則
1　決定年月日　平成25年６月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２３４８号
大阪府東大阪市花園東町１丁目12番20号
破産者　原田　清治
1　決定年月日　平成25年６月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３３３８号
大阪市城東区関目２丁目15番８―1003号
破産者　小川　二郎
1　決定年月日　平成25年６月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４８８６号
大阪市住之江区新北島３丁目９番２―407号
破産者　小寺　浩幸
1　決定年月日　平成25年６月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６１６８号
大阪市中央区谷町４丁目８番12―502号
破産者　西川　利彦
1　決定年月日　平成25年６月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６４１号
神戸市北区南五葉２丁目１番６―302号、開始決定時の住所神戸市北区鈴蘭台南町８丁目７番９号
破産者　ネクストこと　永尾　雅彦
1　決定年月日　平成25年６月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部